

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「，児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち，当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により，同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として）」を「及び児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員又は同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親であって，同法第27条第4項の規定により）」に，「当該児童」を「児童」に改める。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）